

# 各種掲示事項

## ◇ 入院時食事療養

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院中の食事についてご負担頂く金額は次のとおりです

所得区分		令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	
区分ア	現役並みⅢ	※1 1食510円
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食240円
	低所得Ⅱ(90日を超える入院の場合)	1食190円
	低所得Ⅰ	1食110円

※1 H28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者様は、退院するまでの間(合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む)260円になります。

## ◇ 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報(薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報)を取得・活用して診療を行っております。

## ◇ 医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行うほか、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組みを、今後導入し実施していく予定としています。